

## 関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）

## 関係条文

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

## ○ 老人福祉法第 15 条第 6 項

都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地を含む区域（介護保険法第百十八条第二項第一号の規定により当該都道府県が定める区域とする。）における養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員の総数が、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四項の認可をしないことができる。

## ○ 介護保険法第 86 条第 1 項

第四十八条第一項第一号の指定＜指定介護老人福祉施設＞は、厚生労働省令で定めるところにより、老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームであつて、その入所定員が三十人以上であるものの開設者の申請があつたものについて行う。

## 介護老人保健施設

## ○ 介護保険法第 94 条第 5 項

都道府県知事は、＜中略＞介護老人保健施設＜中略。前掲 1 の条文と同旨＞第一項の許可又は第二項の許可を与えないことができる。

## 混合型特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

## ○ 介護保険法第 70 条第 5 項

都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護＜中略。前掲 1 の条文と同旨＞第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

## 圏域保健医療福祉推進会議の運用について（愛知県 平成 14 年）

## 6(2)イ 事務局案の調整

関係者に意見を聴く場合は、基幹的保健所等の長名で文書により招集し、別途会議（この会議を「ワーキンググループ」と称するものとする。）を開催するものとする。

## 関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）

## 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（愛知県 平成 18 年）

（意見聴取及び連絡調整を行う事項）

第 2 愛知県圏域保健医療福祉推進会議（以下「推進会議」という。）においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取及び連絡調整を行う。＜中略＞

- 一 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（地域密着型（法第 8 条第 20 項）を除く。）  
老人福祉法（昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号）第 15 条第 6 項の特別養護老人ホームの認可に関する事項及び法第 48 条第 1 項の指定に関する事項
- 二 介護老人保健施設  
法第 94 条第 5 項の許可に関する事項
- 三 介護療養型医療施設 ＜略＞
- 四 特定施設（地域密着型（法第 8 条第 19 項）を除く。）  
法第 70 条第 3 項及び第 4 項の指定に関する事項

（既存数の公表）

第 3 ＜前略＞推進会議において適当である旨の意見があり、整備することを承認した施設等が指定等に至らない場合であっても、既存数に参入するものとする。

- 2 ＜前略＞混合型特定施設の既存数は、当該施設の総定員数のうち特定施設として指定された定員数に 0.7 を乗じたものとし、端数は切り捨てる。

（意見聴取及び連絡調整の基準）

第 5 第 4 第 1 項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は次の各号に定めるところによる。

- 一 法第 118 条に基づく介護保険事業支援計画におけるそれぞれの施設種別＜中略＞の圏域毎、年度毎の整備目標値＜中略＞から既存数を差し引いた数の範囲内であること。  
ただし、施設等の円滑な整備の促進のため、計画の最終年度の整備目標値が適当とするなど圏域内の全市町村が必要と認める場合はこの限りでない。

（報告等）

（新規追加：平成 24 年 4 月 1 日一部改正）

第 8 福祉相談センター地域福祉課は、第 6 により整備の指定等を受けた法人等の代表者（以下、「開設予定者」という。）に対し、当該施設の整備の進捗状況等について、報告（様式 4）を求めることができる。

（辞退）

（新規追加：平成 24 年 4 月 1 日一部改正）

第 9 開設予定者は、第 6 により整備の指定等を受けた施設について当初計画に基づく整備推進ができなくなった場合は、遅滞なく、整備辞退届（様式 5）を提出しなければならない。

- 2 ＜略＞

（取り消し）

（新規追加：平成 24 年 4 月 1 日一部改正）

第 10 福祉相談センター地域福祉課は、開設予定者が、正当な理由なく第 8 に定める報告を行なわなかった場合、又は、虚偽の申請・報告を行ったことが明らかになった場合は、整備の承認を取り消す（様式 6）ことができる。

## 関係条文等（介護保険施設等の整備計画について）

## 施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（いわゆる37%の参酌標準）の撤廃について

（平成22年10月27日 第5期介護保険事業（支援）計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議資料 抜粋（厚生労働省老健局介護保険計画課））

- 施設・居住系サービスの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準（以下「37%参酌標準」という。）の撤廃については、「規制・制度改革に係る対処方針」において、平成22年6月18日、閣議決定されたところである。
- 37%参酌標準を廃止することになったが、介護保険制度の基本的考え方として在宅サービスと施設等サービスのバランスが取れた整備を進めるという方針を変更するものではなくあくまで地方分権の趣旨等を踏まえ、より地域において、その実情に応じた基盤整備が責任を持って行えるようにしたものである。
- 参酌標準は、市町村が地域の実情等に応じて実際の介護サービス量等を自らの判断で介護保険事業計画に定める際の参考とする数値である<後略>。

## 施設・居住系サービスの定員設定と指定拒否の仕組み（総量規制）について

（平成22年10月27日 第5期介護保険事業（支援）計画の策定準備及び地域支援事業の見直しに係る会議資料 抜粋（厚生労働省老健局介護保険計画課））

## 1 参酌標準

撤廃

参酌標準とは、介護保険法第116条に基づき、国が定める「基本方針」において、各自治体が介護保険事業（支援）計画に定めるサービス見込量を算定するにあたっての「参酌すべき標準」のことをいう。

<参酌標準：介護保険3施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備>

※ 介護専用の居住系サービス

… 認知症高齢者グループホーム 及び 介護専用型特定施設

<平成26年度> 
$$\frac{\text{施設・居住系サービスの利用者数}}{\text{要介護認定者数（要介護2～5）}} \leq 37\%$$

## 2 総量規制

現存

総量規制とは、介護保険法第117条（市町村介護保険事業計画）及び第118条（都道府県介護保険事業支援計画）に基づき介護保険事業計画に定めた定員数に達しているか、又は当該申請に係る指定によってこれを超える場合、その他計画の達成に支障が生じるおそれがあると認める場合には、都道府県知事・市町村長は事業者の指定等を拒否できるとされている。

<対象サービス（地域密着型サービスを含む。）>

介護老人福祉施設、介護老人保険施設、介護療養型医療施設、介護専用型特定施設、  
認知症高齢者グループホーム ※ 混合型特定施設（任意）